

回覧 令和2年1月15日(三股町)代表☎:52-1111

.
.
.
.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|----------|-------|---------------------------------|
| < 募集 > | 1 | ◆令和2年度 会計年度任用職員任用希望者の登録者を募集します |
| | 1 | ◆令和2年度 生涯学習講座「わくわく教室」の講師を募集します |
| | 2 | ◆「6次産業化チャレンジセミナー」の受講者を募集します |
| | 3 | ◆町営住宅の入居者を募集します【3月1日入居分】 |
| | 4 | ◆募集团地概要一覧 |
| < 催し > | 5 | ◆「三股町文化の祭典」を開催します |
| | 6 | ◆第5回みまたん霧島パノラマまらそん開催日に交通規制を行います |
| < お知らせ > | 6 | ◆交通災害共済加入申し込みのご案内 |
| | 7 | ◆今年度最後の乳がん・子宮がん検診(集団検診)を実施します |
| | 8 | ◆税務署からのお知らせ |
| | 9 | ◆「空き家等情報バンク活用促進事業補助金」をご活用ください! |
| | 9 | ◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| | 10 | ◆「宮崎ねんりんピック2020」の参加者を募集します(高齢者) |



防災無線の放送内容が☎で確認できます!

三股町放送内容 ☎0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎0986-51-1418 同じ内容です。

【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

町外にいて放送を聞き逃した

発令された警報を確認したい。

よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 | |
|-------------|--------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| < 農林畜産業関連 > | 10 | ◆令和2年度 農業講座「ぼんちアグリスクール」の受講生を募集します | |
| | 11・12 | ◆農業委員会委員および農地利用最適化推進委員を募集します | |
| | 13 | ◆2月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします | |
| | 14 | ◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です | |
| | 14 | ◆屋外で鳥を飼育している人へ 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう | |
| | < 相談 > | 15 | ◆平日夜間・土日もどうぞ!労働相談会を開催します |
| | | 15 | ◆「行政相談」を実施します |
| | | 16 | ◆「人権相談」を実施します |
| | | 16 | ◆町福祉・消費生活相談センター「消費生活無料法律相談」を実施します |
| | | 17 | ◆「無料法律相談」を実施します |
| < その他 > | 17 | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています | |
| | 18 | ◆「2020クーポン付もろかた弁フォトカレンダー」完成しました | |



募 集

◆令和2年度 会計年度任用職員任用希望者の登録者を募集します

4月～令和3年3月まで勤務する会計年度任用職員の登録者を募集します。町役場に勤務する会計年度任用職員は、事前に登録している人の中から選考・採用しています。

会計年度任用職員とは、業務繁忙期などに、職員の補助として1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

登録する人は、「三股町会計年度任用職員任用申込書」(A4版)※申込書は、町の公式サイト(町政情報のページ)からダウンロードできます。)に必要事項を記入し、総務課職員係に提出してください。なお、提出した申込書は原則返却できません。

1. 提出期限 = 2月3日(月)
2. 提出場所 = 町役場総務課 職員係 (2階 ①番窓口)
3. 登録者募集内容

★一般事務補助

募集条件	18歳以上で、パソコン操作(エクセル・ワード)ができる人(ただし、学生は不可)	
① 1日 7時間30分 勤務	雇用期間など	1ヵ月以上1年以内 (社会保険・雇用保険あり)
	勤務時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時
② 1日 5時間 勤務	雇用期間など	1ヵ月以上1年以内 (社会保険・雇用保険あり) ※一定の要件を満たす場合に加入します。
	勤務時間	月曜～金曜 午前10時～午後4時

★資格・免許所持者

介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師、図書司書、管理栄養士、教員免許取得者など

※注意事項

ご登録いただいても、希望する職種の求人がないなどの理由で、登録期間中に連絡がない場合があります。

※お問い合わせは、

総務課 職員係 (2階 ①番窓口)

☎: 52-1113 (直通) にお願ひします。



◆令和2年度 生涯学習講座「わくわく教室」の講師を募集します

町では、町民のさまざまな学習ニーズに応え、『学ぶ』『教える』『生きがいを実現する』場として、生涯学習講座「わくわく教室」を開設します。皆さんの特技や経験を生かしてみませんか?

教室の開設を希望する人は、次の内容を確認して、申請をしてください。

- 教室の実施期間 = 6月～令和3年2月
(実施回数により実施期間は変動します)
- 教室の開設予定数 = 30教室
(申し込みが30教室を超えた場合は、抽選とします)
- 教室の開設基準 =
生徒数・・・10人以上の受講生が見込めること
(受講生の募集は教育委員会で行います)
教室の時間・・・1回当たり原則2時間
(講師謝金:1時間2,500円を支払います)
実施回数・・・最大10回まで
ただし、1回1時間の教室の場合は、20回まで認めます。
教室の場所・・・中央公民館や地区分館、町立の体育施設、町立学校の体育館

■講座内容 =

次のいずれかの学習内容とします。

- (1) 一般教養に関する学習
- (2) 芸術、文化、スポーツに関する学習
- (3) 社会参加や自己啓発につながる学習
- (4) 地域づくりにつながる住民の学習
- (5) その他、町教育委員会が適当と認める学習

■応募資格 =

生涯学習活動に意欲のある人で、自主的に講座を開設して講師を務めていただくことができれば、誰でも応募できます。

ただし、政治、宗教や営業活動を伴ったり、高額な経費を必要としたりするなど、町教育委員会がふさわしくない内容であると判断した場合にはお断りいたします。

詳しくは直接お問い合わせください。

■申請受付(教室開設申請及び施設貸出予約申請) =

- ・受付期間: 2月3日(月)～2月10日(月) 午前8時30分から午後5時
- ・申請場所: 教育課生涯学習係 (町中央公民館内)

※印かんを持参ください。受付期間外の申し込みはできません。

※お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係 (町中央公民館内)

☎: 52-9311 (直通) にお願ひします。

◆「6次産業化チャレンジセミナー」の受講者を募集します

昨年度大好評だった6次産業化チャレンジセミナーの第2弾です！

今回は発酵食品をテーマに、発酵食品メーカー視察や発酵食品の加工実習を通して、その魅力を学びます。近年、塩麴・甘酒ブームをきっかけに味噌や醤油、納豆、酢、ヨーグルトといった発酵食が見直されています。

発酵食が与えてくれる健康効果やおいしさの秘密を学び、魅力的な発酵食品の作り方を学べるセミナーです。また、作った商品を販売するためのノウハウも学びます。

6次産業化に取り組みたい農業関係者や発酵食品に関心のある人はぜひご参加ください。

■ 日 程 表 :

	日 付	内 容	場 所
1回目	2月3日(月) 午前10時 ～午後4時	商品の魅力を伝えるデザイン 講師：(有)ティーネットプロ 津曲 智英氏 食品表示制度・食品衛生管理 講師：(株)フードサプライ 水田 浩貴氏	三股町まち・ひと・しごと情報交流センター ～あつまい～
2回目	2月6日(木) 午前10時 ～午後4時	発酵食品メーカーを訪ねて 【午前：道本食品】 麴のはなしと塩麴作り 講師：二宮麴屋 二宮 祥彰氏 漬物について 講師：道本食品(株) 道本 英之氏 【午後：大山食品株式会社】 講師：大山食品(株) 大山 憲一郎氏 (貸切バスで案内)	(午前) 宮崎市田野町 (午後) 綾町
3回目	2月7日(金) 午前10時 ～午後4時	発酵食品の加工実習 講話と味噌作り 講師：ケンコー食品(株) 吉田 努氏 本場のキムチ作り 講師：キムチのシオン 水淵 寛滋氏・淑子氏 商品の販売戦略 講師：(有)ティーネットプロ 津曲 智英氏	町中央公民館 調理室および 小会議室

■ 受講料： 無料

(材料費は自己負担)

■ 対象者： 6次産業化に取り組みたい農業関係者や発酵食品に関心のある人

■ 会場： あつまい 他

■ 定員： 8人

(申込多数の場合は、申込書を参考に書類選考します。)

■ 申込締切： 1月29日(水)

■ 主催： 町地域雇用創造協議会



※お申し込み・お問い合わせは、

町地域雇用創造協議会 ☎：51-5320 にお願ひします。

または、協議会の公式サイトからお申込みいただけます。

「三股町地域雇用創造協議会」で検索→「申込フォーム」よりお願ひします。

◆町営住宅の入居者を募集します【3月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込方法、申込資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課窓口で説明します。

1. 申込資格＝

①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。

※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は申し込みできません。

②現在、同居している、または同居しようとする親族（婚約者を含む）があること。

※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚（入籍）することが条件です。

※離婚予定者（別居中・離婚調停中の人）は申し込みできません。例外として、以下の3項目のいずれかに当てはまる場合は、単身者でも申し込みができます。

- ・60歳以上の人
- ・生活保護を受給している人
- ・身体障害者手帳（1～4級）などの交付を受けている人

※単身者は、東原団地（2K）、塚原団地（2K）、中原団地（1DK）、天神原団地のみ申し込みができます。

③市町村民税など、全ての税の滞納がないこと。

④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。
（公営住宅入居資格収入基準）

※裁量世帯（未就学児がいる世帯など）は、所得月額の上限が21万4,000円以下となる場合もあります。

※基準額は月額です。

⑤暴力団の構成員でないこと。

⑥入居後、団地で協力し合って生活ができる人。

2. 申込書類の配付・受け付け＝

	申込書類の配付	申込受け付け
期 間	1月15日(水)～2月6日(木) (土曜・日曜を除く)	2月4日(火)～6日(木)
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場 都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）	

※申込書には添付する書類が多数あります。

3. 抽 選 会＝

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます

抽選日時・・・2月18日(火) 午前10時～

抽選会場・・・町役場4階 第1会議室

※エレベーターをご利用ください。

※ひとり親世帯、障がい者世帯などの優先世帯対象者で、一定の要件を満たす人は当選倍率の優遇があります。

4. 募集団地一覧＝

次のページに掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、3月2日(月)から随時募集に切り替えます。

<随時募集団地>

次の団地については、申し込み順に受け付けを行う随時募集を実施しています。

稗田、山王原、唐橋、南原、宮村第2、長田、中原（3LDKのみ）、東原（車椅子専用）

※定期募集との同時の申し込みはできませんのでご注意ください。

※入居が決定した場合、その部屋の受け付けを終了します。

※お問い合わせは、都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）

☎：52-9066（直通）にお願いします。

◎募集団地概要一覧

団地名	校区	建物階数	建築年度	戸数	号数	間取り	家賃（円）
東原	三股小	3階建て	平成 29 年	1	A-15号（2階）	2LDK	21,500～32,100
		3階建て	平成 30 年	2	B-36号（1階） B-61号（3階）	2K ※単身入居可	16,400～24,500
塚原	三股小	3階建て	平成 23 年	4	A- 3号（1階） A-20号（2階） A-24号（2階） A-36号（3階）	2K ※単身入居可	15,400～23,000
		3階建て	平成 24 年	2	B-50号（1階） B-67号（3階）	2K ※単身入居可	15,500～23,100
		3階建て	平成 23 年	1	A- 6号（1階）	3DK	20,200～30,000
		3階建て	平成 24 年	3	B-57号（2階） B-71号（3階） B-76号（3階）	3DK	20,200～30,200
中原	三股西小	3階建て	平成 17 年	1	B-32号（1階）	1DK ※単身入居可	15,300～22,800
		2階建て	平成 20 年	1	D-93号（2階）	1DK ※単身入居可	15,400～22,900
		3階建て	平成 17 年	1	A-11号（2階）	2DK	20,400～30,300
天神原	梶山小	長屋	昭和 43 年	1	13号	2DK ※単身入居可	3,600～5,300
				1	14号	3K ※単身入居可	3,600～5,300

催し

◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。
希望する人は履歴書を福祉課児童福祉係まで提出してください。

■ 仕事内容 =

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠などの状況確認、見守り。必要に応じては関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、早急に救護を行い必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理および事務処理など。

勤務時間	月曜～金曜	午後2時～6時 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜・夏休み 春休み・冬休み	午前8時～午後6時 (早出・遅出あり、休憩1時間)
休日	週休2日(日曜および交代で1日) 祝日・8月13～15日・12月29日～1月3日	
募集人員	2人程度	
給与	お問い合わせください。	
期間	契約日～令和2年3月31日まで。(契約更新有り)	

■ 勤務地 =

町内の児童館・児童クラブ

■ 応募条件 =

- ① 子どもの指導ができる人。
- ② 年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。

※お申し込み・お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎：52-9060 (直通) にお願ひします。



◆「三股町文化の祭典」を開催します

毎年、町内外から多くの人に参加する「三股町文化の祭典」を、今年も次のとおり実施します。

童謡・唱歌、短歌や舞踊披露などの文化芸能、生涯学習の発表、作品展示など、多彩な内容となっています。ご家族、ご友人をお誘い合わせのうえ、ぜひ気軽にご来場ください。入場は無料です。

■ 日時 = 2月8日(土) 午前9時30分～
9日(日) 午前9時30分～

■ 場所 = 町立文化会館

■ 内容 =

8日(土)・・・全体開会式 (午前9時30分～)

<第1部>童謡まつり (午前9時40分～)

- ・童謡・唱歌愛好団体(14組)によるステージ
- ・ゲスト「Whoopin with 宮崎ゴスペルクワイア」コンサート

<第2部>文化芸能まつり (午後1時30分～)

- ・歌詠み会
(三股短歌会会員・小中学生による短歌朗詠)
- ・舞踊などの披露(団体の部、師匠の部)

9日(日)・・・<第3部>元気まつり (午前9時30分～)

- ・生涯学習教室(32団体)の舞台発表

※このほか、エントランス・ホワイエでは、町内の小中学生による短歌や、生涯学習教室で作成した作品などを、2日間展示します。

8日(土)のみ、茶道教室体験もおこないます。

※お問い合わせは、

「三股町文化の祭典実行委員会」事務局(町立文化会館内)

☎：51-3462 にお願ひします。

◆今年度最後の乳がん・子宮がん検診（集団検診）を実施します

町の死因の1位はがんです。早期のうちに見つければ、多くのがんで9割以上が完治します。自分のためにも、大切な人のためにも、適切な間隔で、定期的ながん検診を受けましょう。

集団検診での受診を希望する人は町健康管理センター（☎：52-8481）にご予約をお願いします。

※予約人数に限りがありますので、希望する人はお早めにご連絡ください。

■乳がん検診

乳がんは、女性がかかる「がん」の第1位です。

40歳以上の女性は2年に1回、定期的に乳がん検診を受診しましょう。

対象者	40歳以上の女性のうち和暦で偶数年生まれの人 (例：昭和52年・24年)
検診内容	・問診 ・マンモグラフィ：乳房をできるだけ平らに圧迫してレントゲンを撮ります。 ・超音波検査：乳房に超音波を出す器具をあてて、乳房を観察します。 ※検査は女性の技師が行います。
検診車が来る日程	①2月4日（火） ②2月5日（水） 両日ともに、午前：9時～11時 午後：1時～3時 (30分間隔の予約となります)
個人負担料金	2,300円 (費用7,832円のうち、5,532円は町が負担します)
その他	※授乳中の方は、正確な診断ができない場合がありますので事前にご相談ください。 ※ <u>次に当てはまる人は安全のためにマンモグラフィ検査は受けられません。</u> ①妊娠中や、妊娠の可能性のある人 ②ペースメーカーを装着している人、V-Pシャント術を受けた人、前胸部CVポートを留置している人 ③豊胸手術を受けた人



※次に当てはまる人は、個人負担料金が無料になります。

①生活保護世帯の人：福祉課 社会福祉係で生活保護世帯名簿記載の証明書の交付を受け、検診当日にお持ちください。

②75歳以上の人：保険証を検診当日にお持ちください。

③無料クーポン対象者：当日はクーポン券と身分証明書で確認します。

※クーポン券は5月末に対象者全員に送付しています。

・乳がん＝41歳（昭和53年4月2日～昭和54年4月1日生まれ）

・子宮がん＝21歳（平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ）

※クーポン券を紛失した人は再発行可能（印かんと身分証明書が必要）です。

■子宮頸部がん検診

宮崎県は、子宮がんが原因で亡くなる人の割合が全国に比べて高い状況にあります。20歳以上の人は2年に1回、定期的に子宮がん検診を受診しましょう。

対象者	20歳以上の女性のうち和暦で偶数年生まれの人 (例：平成10年・昭和52年)	
検診内容	・問診 ・視診：子宮頸部の状態を確認します。 ・細胞診検査：細胞採取用のブラシで子宮頸部の粘膜を軽くこすり、細胞を採取します。	
検診車が来る日程	2月6日（木） 午前9時～10時	
個人負担料金	1,400円 (検診費用4,708円のうち3,308円は町が負担します)	
その他	※妊娠中または妊娠疑い、不明の方は受診できません。 ※月経中で出血量が多い人は正確な判定ができない場合がありますので、できるだけ受診は避けてください。	

■その他

- ・すでに予約済みの人は、あらためて予約をする必要はありません。
- ・今年度（令和元年6月～）、一度受けた人は、再度受診することはできません。
- ・検診の日程が近くなりましたら、予約をした人に受診票を送付します。
- ・自覚症状がある人は、検診を受けずに、医療機関を受診しましょう。
(検診の検査内容では、治療に必要な情報を集めるのに不十分な場合があります。)
- ・検診車で受ける以外にも、病院で受ける方法もあります。(個別検診)
詳しくは、5月末に対象者全員に送付したがん検診の案内はがきや役場案内、町健康管理センター窓口にて配布している「がん検診等のおしらせ」をご覧ください。
(※町公式サイトでも、がん検診についての案内を掲載しています。)

乳がん検診、子宮頸がん検診は、死亡リスクを下げるということが国際的にも証明されています。
適切な間隔で検診をうけ、早期発見・早期治療につなげましょう！

※お問い合わせは、

町健康管理センター

☎：52-8481 お願いします。



◆税務署からのお知らせ

■所得税・消費税確定申告

- ・期 間：2月17日（月）～令和2年3月16日（月）
（土曜・日曜・休祝日を除く。）
- ・時 間：午前9時～午後4時
- ・会 場：ウエルネス交流プラザ
※期間中は、都城税務署内での申告の相談は行ってません。
- ・作成／提出：会場で申告書を作成・提出できますが、ご自宅で国税庁ホームページにある確定申告書等作成コーナーで作成し、印刷して郵送等により提出することができます。
なお、前年と同様にID・パスワードを利用して、自宅などからe-Taxを行うことができますので、ID・パスワードの発行を希望する人は、事前に運転免許証などの本人確認書類を持参のうえ税務署へお越しください。

■住宅ローン控除相談（申告書作成）会 ※ 給与所得者対象

- ・日 時：①2月13日（木）②2月14日（金）
（受付時間：午前9時～午後3時）
- ・会 場：ウエルネス交流プラザ
- ・対 象 者：給与所得者で平成31年1月～令和元年中に住宅をローンで購入または増改築し、同年中に入居している人。
- ・申込方法：事前予約 ※電話または署窓口にて予約をしてください。
☎：22-4377
（自動音声案内に従い「2」を選択してください）

■税制改正など

- ・スマホで申告：令和2年1月からスマートフォンで作成可能な所得税の確定申告の範囲が拡大されます。
- ・対 象 者：給与所得者・年金所得者など
- ・留 意 事 項：事前に上記記載のID・パスワードが必要です。
- ・医療費控除明細書添付義務化：
平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

・マイナンバー制度：

マイナンバーを記載した申告書などを提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

・消費税の確定申告：

令和元年10月から、消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。飲食料品の取扱い（販売）のない事業者の人についても令和元年10月以降、仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

※税制改正等に関する詳しい情報は、国税庁のホームページをご覧ください。

■譲渡所得・贈与税の申告をされる人へ

熊本国税局ホームページには、令和元年分の譲渡所得（土地・建物）および贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシートを載していますので、ぜひご覧ください。

- ・掲載場所：熊本国税局ホームページ
- ・新着情報：譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

■税理士無料確定申告相談

- ・実施期間：2月3日（月）～2月28日（金）
（土曜・日曜・休祝日を除く。）
- ・実施場所：南九州税理士会都城支部の各会員事務所
（のぼり旗の目印あり。）
- ・内 容：所得税及び個人の消費税に関する相談
※申告書などの作成を依頼する場合は有料
- ・相談予約：相談を希望する税理士事務所への事前予約が必要です。

※お問い合わせ先は、

南九州税理士会都城支部

☎：25-3240 にお願ひします。

◆「空き家等情報バンク活用促進事業補助金」をご活用ください！

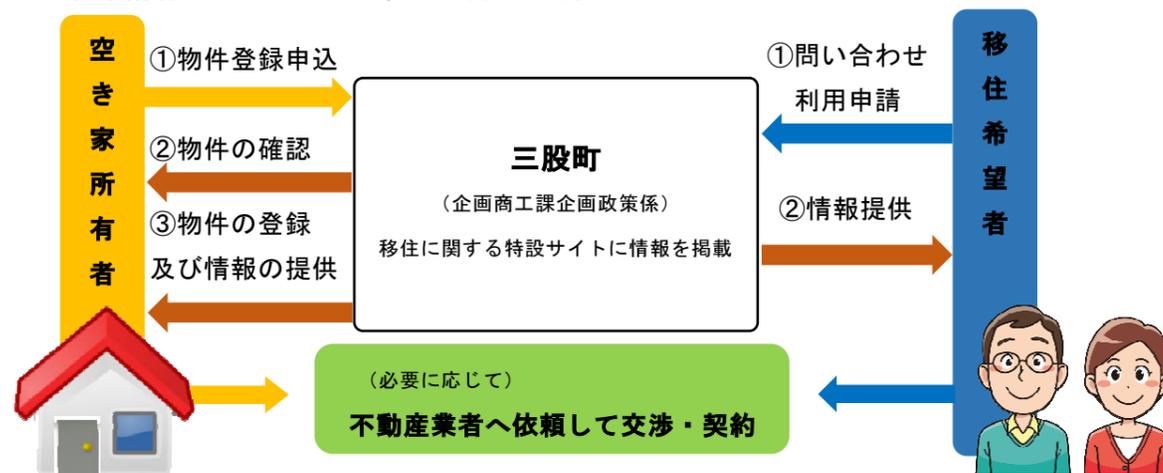
町は、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、三股町空き家等情報バンク制度を実施しており、空き家等情報バンクに登録された物件は、「家財処分」や「改修」に対する補助を受けることができます。

空き家を所有している人は、補助制度が整備されたこの機会に「空き家等情報バンク」に登録していただき、物件の有効活用（売却・賃貸）をご検討ください。

詳しくは、企画商工課企画政策係にご連絡ください。

◎空き家等情報バンク制度・・・空き家や空き地を貸したい人、売りたい人に空き家物件を登録していただき、町への移住・定住希望者などに物件情報を提供するものです。

■空き家等情報バンクへの登録及び利用の流れ



※賃貸・売買等の交渉・契約については、所有者と定住希望者の当事者間で行います。
 ※契約を結ぶ際には、宅建業者（不動産業者）に仲介を依頼する方法をお勧めします。

■空き家等情報バンク活用促進事業補助金の条件など

○補助対象者

定住の意思を持ち、空き家を購入する人

○補助対象住宅

「三股町空き家等情報バンク」に登録している物件

○補助対象経費

- ・給排水に関する設備の改修費用（台所、風呂、トイレなど）
- ・不要物の撤去費用（家財道具など）

○補助率及び上限額

- ・補助率：工事費の2分の1
- ・上限額：40万円



※お問い合わせは、企画商工課 企画政策係（3階 ②番窓口）

☎：52-1114（直通）をお願いします。

◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあるため、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和元年12月24日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
縫製後の糸切りまとめ作業 （ループ、まつり、ボタン付け、肩パット）	三股町 都城市とその周辺	4円～ （宮崎県婦人既製洋服製造最低工賃に準ずる）
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個10円～50円
部品組み立て、部品外観検査 （キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその周辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその周辺	1反2万円～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？
 内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
 県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300
 相談日：月曜～金曜（土曜・日曜・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時
 詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職 検索

保健と福祉（高齢者）

◆「宮崎ねんりんピック2020」の参加者を募集します

- 開催日 = 5月17日（日）
※ミニテニス競技は5月18日（月）・ゴルフ競技は5月20日（水）・ソフトテニス競技は5月24日（日）
- 会場 = 県総合運動公園ほか
- 申込期間 = ①役場受付：2月3日（月）～2月28日（金）
〈郵送の場合は2月28日（金）消印有効〉
②大会事務局：2月1日（日）～3月15日（日）
大会事務局は、県社会福祉協議会・長寿社会推進センター
〈郵送の場合は3月15日（日）消印有効〉
- 申込方法 = 申込用紙へ住所、氏名、生年月日、電話などの必要事項を記入して、町教育課スポーツ振興係（中央公民館）または県社会福祉協議会 長寿社会推進センターへご提出ください。
※申込用紙・競技実施要綱は中央公民館にあります。
- 参加料 = 500円（参加決定後、郵便局で振り込んでください）
- 参加資格 = 60歳以上（昭和36年4月1日以前に生まれた人）
- ねんりんピック実施種目（詳しくは競技実施要項をご覧ください）

<input type="checkbox"/> ラージボール卓球	<input type="checkbox"/> ソフトバレーボール	<input type="checkbox"/> ラグビーフットボール
<input type="checkbox"/> テニス	<input type="checkbox"/> ミニテニス	<input type="checkbox"/> パークゴルフ
<input type="checkbox"/> ソフトテニス	<input type="checkbox"/> 弓道	<input type="checkbox"/> 水泳
<input type="checkbox"/> ソフトボール	<input type="checkbox"/> 剣道	<input type="checkbox"/> 卓球バレー
<input type="checkbox"/> ゲートボール	<input type="checkbox"/> なぎなた	<input type="checkbox"/> ダンススポーツ
<input type="checkbox"/> ペタンク	<input type="checkbox"/> 太極拳	<input type="checkbox"/> 還暦軟式野球
<input type="checkbox"/> ターゲット・バードゴルフ	<input type="checkbox"/> 四半的弓道	<input type="checkbox"/> 囲碁
<input type="checkbox"/> グラウンド・ゴルフ	<input type="checkbox"/> ボウリング	<input type="checkbox"/> 将棋
<input type="checkbox"/> バウンドテニス	<input type="checkbox"/> ゴルフ	<input type="checkbox"/> 健康マージャン
<input type="checkbox"/> ミニバレーボール	<input type="checkbox"/> サッカー	

※「○」がついている種目は、「全国健康福祉祭ぎふ大会」の予選会を兼ねています。

※お問い合わせは、
 県社会福祉協議会 長寿社会推進センター
 ☎：0985-31-9630
 ファクス：0985-31-9665 にお願ひします。



農林畜産業関連

◆令和2年度 農業講座「ぼんちアグリスクール」の受講生を募集します

J A都城では、農業の基礎知識の習得を目指す「令和2年度 ぼんちアグリスクール」の受講生を募集します。「家庭菜園で野菜を作っているが、うまくできない」「自分で作った野菜を直売所などで販売してみたい」など、農業に興味がある人は、ぜひご参加ください。

<募集要項>

- 募集人員 = 10人程度
※ただし都城・北諸地区管内に住んでいる人を優先します。
- 講座内容 = 座学、実習（甘藷・里芋）・農家研修、家庭実習（野菜の苗を配布します）などを通じて学びます。
- 受講料 = 5,000円
※傷害共済掛金、野菜苗代、資料代などに充当します。
- 応募方法 = 官製ハガキ、または、最寄りのJ A窓口にある申込用紙に次の事項を記入してご応募ください。
 (ア) 住所 (イ) 氏名〈ふりがな〉 (ウ) 生年月日 (エ) 性別
 (オ) 電話番号 (カ) 職業 (キ) 応募申込の動機など
 (ク) 野菜を作っている畑の面積（野菜を作っていない人は未記入で構いません）
 ※個人情報 は本講座のみで使用し、他の目的には使用しません。
- 申し込み先 = 〒885-0004
 都城市都北町5708 都城地域農業振興センター
- 募集期間 = **3月10日（火）まで ※当日消印有効**
- その他 = 応募多数の場合は抽選で決定します。
 ※新規受講生（過去、講座を受講していない人）を優先します。

<講座概要>

- 期間 = 4月～10月の平日（原則水曜日）に座学・実習・農家研修など全12回程度の開催予定。
 ※諸事情により講座内容・日時などが変更となる場合があります。
- 時間 = 座学のとき…午後1時30分～（90分程度）
 実習のとき…午前9時30分～（2～3時間程度）
- 場所 = J A都城都北事業所、北諸県農業改良普及センター、実習圃場、農家圃場
- 開講式 = 4月上旬
 ※開講式の日時、講座内容の詳細などは、後日ご案内します。

※お問い合わせは、J A都城 営農企画室 地域営農振興課
 〒885-0004 都城市都北町5708 都城地域農業振興センター
 ☎：38-6693、ファクス：38-6692 にお願ひします。

◆農業委員会委員および農地利用最適化推進委員を募集します

「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員会委員の選出方法が選挙制から公募制に変わりました。

また、農地利用最適化推進委員が新設されましたので、農業委員会委員および農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

【農業委員会委員の募集】

農業委員会委員

■主な職務内容（原則、次ページの農地利用最適化推進委員と同様の職務内容になります。）

1. 農業委員会委員の会議に出席し、農地の権利移動などの申請の許可について審議する。
2. 農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積・集約の推進、新規就農の支援をするための活動、指針の作成など。

■募集人数

6人

■対象者

農業に関する専門的知識があり、農地などの利用の最適化推進に関する事項、その他の農業委員会が実施する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。

農地利用の最適化とは・・・

- ①担い手への農地利用の集積・集約化
- ②遊休農地の発生防止・解消
- ③新規参入の促進

による農地などの効率化および高度化の促進を行うことをいいます。

■任期

7月20日～令和5年7月19日（3年間）

■応募資格

次のいずれかに該当する人は応募できません。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
2. 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
3. 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人。

■報酬

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく金額。

■選任の方法

応募者を町長が委嘱する選考委員会で選考のうえ、議会の同意を得て、町長が任命します。ただし、法律の規定などで、選考にあたっては次のような条件があります。

- ・認定農業者（令和2年3月末時点）が委員の過半を占めなければなりません。
- ・農業委員会の所掌する事項について利害の無い人を含まなければなりません。（中立委員）

また、選考にあたっては、次のような条件に配慮します。

- ・性別に偏りがないように配慮します。
- ・青年就農者を含め、世代構成に配慮します。
- ・区域に偏りがないように配慮します。（町内の地域特性を考慮します。）

■【重要】選考委員会評価基準について

- ① 認定農業者という専門性と高い経営感覚から、町内全体の農業行政に関与できる人物かを評価します。
- ② 担い手の育成や、担い手への農地利用の集積・集約化ができる人物かを評価します。
- ③ いままでに無い斬新な感覚を農業委員会に反映させるため、50歳未満の青年・女性農業者であるかを評価します。
- ④ 農地利用最適化推進委員および農業委員会事務局と連携しながら、農地の適正化に迅速に対応できる人物かを評価します。
- ⑤ 町の農業に対する問題点をまとめ、解決に向けた取り組みを文書化してもらいます。

■その他

農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦または応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

■募集の受付期間

1月10日（金）～2月14日（金） ※期間厳守

午前9時～午後4時まで（平日のみ）

※応募状況は、受付期間の中間と終了後に町の公式サイトで公表します。

■提出方法

農業振興課（役場3階）へ応募者本人がお持ちください。

- ・記載内容は、応募者本人のみに対し確認します。
- ・提出された関係書類は返却できません。

■応募用紙

農業振興課（役場3階）で受付期間に配布します。

■その他

- ・必要に応じて追加の関係書類を求める場合があります。
- ・申込書に記載された内容の確認のため、必要に応じて本人または関係機関に対して照会を行うことがあります。

【農地利用最適化推進委員の募集】

農地利用最適化推進委員

■主な職務内容（基本的に農業委員会委員と同様の職務内容になります。）

1. 遊休農地の発生防止・解消に向けたパトロールや、農地所有者への働きかけ。
2. 担い手の農地集積・集約を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動。
3. 農業委員の会議への意見提出など。

■募集人数

ブロック名	区域	推進委員定数
第1ブロック	山王原・仲町・東原・稗田・東植木・西植木・上新・下新 今市・花見原・中原	2人
第2ブロック	上米・中米・櫟田・谷・小鷺巣・寺柱・大鷺巣・高畑	4人
第3ブロック	梶山・田上・轟木・仮屋・大野・大八重	2人
第4ブロック	勝岡・前目・餅原・蓼池・三原	2人

■対象者

農地などの利用の最適化の推進に熱意と知識がある人で、担当する地区内で、農地などの利用の最適化の推進のための諸活動、その他の農業委員会が実施する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。

農地利用の最適化とは…
①担い手への農地利用の集積・集約化
②遊休農地の発生防止・解消
③新規参入の促進
による農地などの効率化および高度化の促進を行うことをいいます。

■任期

7月20日～令和5年7月19日（3年間）

■応募資格

次のいずれかに該当する人は応募できません。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
2. 禁固以上の刑に処され、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
3. 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人

■報酬

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく金額。

■選任の方法

応募者を選考委員会で選考のうえ、農業委員会が委嘱します。

■【重要】選考委員会評価基準について

- ① 活動地域を指定する中で町内農地の流動化・集約化を加速させる熱意と知識・技能・指導力を有する人物かを評価します。
- ② 地域の農地に関する身近な相談役として、ふさわしい人物かどうかを評価します。
- ③ 地域の集落単位の農業の実情に精通し、問題意識を絶えず持ちながら行動できる人物かを評価します。
- ④ 次期農業委員の候補として、活躍できる人物かを評価します。
- ⑤ 町の農業に対する問題点をまとめ、解決に向けた取り組みを文書化してもらいます。

■その他

農地利用最適化推進委員と農業委員会委員の両方に推薦または応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

■募集の受付期間

1月10日（金）～2月14日（金） ※期間厳守

午前9時～午後4時（平日のみ）

※応募状況は、受付期間の中間と終了後に町公式サイトで公表します。

■提出方法

農業振興課（役場3階）へ応募者本人がお持ちください。

- ・記載内容は、応募者本人のみに対し確認します。
- ・提出された関係書類は返却できません。

■応募用紙

農業振興課（役場3階）で受付期間に配布します。

■その他

- ・必要に応じて追加の関係書類を求める場合があります。
- ・申込書に記載された内容の確認のため、必要に応じて本人または関係機関に対して照会を行うことがあります。

※お問い合わせは、

農業振興課 農業委員会（3階 ③番窓口）

☎：52-9087（直通）にお願いします。

◆ 2月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

☆ 2月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日：2月19日（第3水曜日） ≪午後1時30分～3時≫ ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：2月26日（水） ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <p>注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。</p> <p>注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> <p>※分別については、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>★処理料金は現金支払いです。 ★印かん（認め印可）をお持ちください。 ★処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p>

農業用廃プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用使用済みプラスチックの分別について

分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からない時は、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり7円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> 農ビマーク入りのもの 透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> 10～15kgのつづら折りにする。 サイドの耳ひもは取り除く。 農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ（PO） 〈処理料金 1kgあたり23円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> 軟質ポリ ポリ系フィルム 不織布、灌水チューブなど 	<ul style="list-style-type: none"> シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり53円〉

種類	注意点
①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃プラスチック <ul style="list-style-type: none"> ブルーシート サイレージネット ポリ製農薬容器 水稲用育苗箱 農業用タンクなど 	<ul style="list-style-type: none"> ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

★**農業用廃プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。**

※産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）にお願いします。



◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は
「町内一斉消毒の日」です

昨年、中国においてアフリカ豚コレラの発生が確認されて以降、アジアを中心に発生が拡大しています。また、国内で発生が続発している豚コレラについても、まだ収束を迎えることができておらず、これらの疫病の侵入リスクが高い状況にあります。

伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）

☎：52-9088（直通） お願いします。

◆ 屋外で鳥を飼育している人へ

高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



現在日本では、高病原性鳥インフルエンザは発生していませんが、アジアのみならずヨーロッパの国々では発生が継続して確認されています。

本病のウイルスは、渡り鳥などの野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、その侵入ルートは複数存在すると指摘されています。

渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるにあたり、ウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にありますので、病気の発生を防止するためにも次のことに気をつけて鳥を飼いましょう。

◎ 餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク（CD）」などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎ 飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう！

◎ 湖や池などでの放し飼いはやめましょう！

◎ 鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう！



お願い

■ 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。

（鳥を捨てる〔放置する〕と、法律により罰せられる場合があります）

■ 鳥が続けて死亡した、鳥の首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、以下の対応をお願いします。

- ① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
- ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。

■ 死亡した野鳥を発見した場合は、北諸県農林振興局まで連絡してください。

■ ニワトリ、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥などを飼育している人は、農業振興課 畜産振興係までお知らせください。

※お問い合わせは、

都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151

北諸県農林振興局 ☎：23-4523

農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）

☎：52-9088（直通） お願いします。

相 談

◆平日夜間・土日もどうぞ！労働相談会を開催します

県労働委員会では、従業員と経営者との間で起こる職場のトラブル相談（パワハラ、賃金未払い、解雇など）を、**秘密厳守・無料**で随時受け付けています。
なお、次の期間は、平日夜間および土曜・日曜も相談を受け付けています。

- 受付期間 = 2月15日（土）～21日（金）
平日・・・午前8時30分～正午
午後1時～午後7時
土曜／日曜・・・午前9時～正午
午後1時～午後5時
※面談を希望する場合は、事前に電話連絡をお願いします。

■ 対 象 者 = 県内の事業所に勤務する従業員と経営者

■ 場 所 = 宮崎県労働委員会事務局
宮崎市橘通東1丁目9-10（県庁3号館6階）

■ 相談方法 = 電話、面談、ファクス、インターネット（「宮崎県労働相談メール送信フォーム」で検索）



※お問い合わせは、

県労働委員会事務局 ☎：0985-26-7538

相談専用電話「働くあんしんサポートダイヤル」

ファクス：0985-20-2715 お願いします。

宮崎県労働委員会 [検索](#)

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	2月3日（月）	2月17日（月）
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）お願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	2月6日（木）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くろき まさひろ 黒木 正弘、 たけのした ようこ 竹之下 洋子 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

- ・ 特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）
- ・ 常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局
☎：22-0490 にお願ひします。

◆町福祉・消費生活相談センター「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	(三股町) 2月13日（木） (都城市) 2月28日（金）
時 間	(三股町) 午後1時30分～4時30分 (都城市) 午後1時～4時
場 所	(三股町) 町福祉・消費生活相談センター (都城市) 消費生活センター（都城市役所本館2階）
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談内容を把握するため、必ず開催日の前々日までに<u>事前相談、事前予約が必要です。</u> ・ 消費者生活に関する法律相談です（<u>個人間のトラブル、相続、事業者からの相談などは対象外。</u>） ・ 日程は変更になる場合があります。 ・ 相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※お申し込み・お問い合わせは、

- 町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
 - 都城市消費生活センター ☎：23-7154
- にお願ひします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	2月18日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお申し込みします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- 相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜
- 時 間 = 午前9時～午後5時
- 場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお申し込みします。

その他

◆「2020クーポン付もろかた弁フォトカレンダー」が完成しました

町商工会商業部会では、地域にある店舗の認知度向上と周辺地域の活性化を目的に平成29年度からカレンダーを発行しています。

今年度は、より多くの皆さんに使っていただきたいという思いから、部数を増やし発行しました。クーポン付きのお得なカレンダーをぜひご活用ください。

- 名 称 : 2020クーポン付もろかた弁フォトカレンダー
- 特 長 : A2縦サイズ、壁掛けタイプ(写真16枚)
- 配布場所 : 町商工会、町物産館「よかもんや」、JR三股駅、町文化会館・町図書館 など
- 料 金 : 無 料
※できるだけたくさんの方の手元に届くように、1家族1冊となります。



※お問い合わせは、

町商工会 〒889-1901 三股町大字樺山4421番地22

☎ : 52-2226 にお願ひします。

(受付時間 : 平日の午前8時30分~午後5時15分まで)

